平成２４年（フ）第２９号
新潟県上越市大字岩木571番地17　クラルーテ岩木202号、前住所新潟県燕市下諏訪10番19号
債務者　早津　友美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第５１８号
名古屋市東区葵１丁目26番10号　ユニーブル新栄403号
債務者　渡邉　純一
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６号
香川県高松市新北町14番12号
債務者　小林　茂樹
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第８２号
香川県高松市木太町1981番地１
債務者　仲岡　幸代（旧姓味村）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１０７号
香川県丸亀市綾歌町岡田東1700番地２
債務者　三木智由樹
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第６４号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地39　山本コーポ101号
債務者　松本　　葵
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９１号
長崎県長崎市江平３丁目６番３号
債務者　志田　良之
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９３号
長崎県長崎市西山２丁目20番10号
債務者　松本　邦男
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
長崎県諫早市長田町34番地、旧住所長崎県諫早市長田町117番地
債務者　中嶋　義和
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
青森県八戸市大字新井田字立石沢12番地１見晴荘11号、前住所青森県八戸市大字新井田字坂８番地１　産労住宅3404号
債務者　相田　陽一
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
宮城県亘理郡亘理町吉田字分残34番地10
債務者　渡邊　大輔
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
茨城県ひたちなか市大字市毛1217番地
債務者　阿部　弘美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３８号
茨城県水戸市見和１丁目359番地の６　県営桜ヶ丘アパート21棟101号
債務者　梶原　直美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１５５号
茨城県水戸市見川１丁目1152番地の１
債務者　北村　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３７号
茨城県日立市川尻町５丁目15番15―104号
債務者　青名畑幸男
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第３９号
茨城県日立市田尻町２丁目21番53―101号
債務者　本間　政浩
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５９号
茨城県古河市平和町19番３号
債務者　鈴木美保子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第７０号
茨城県結城郡八千代町大字平塚1978番地
債務者　小田辺富士夫
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部